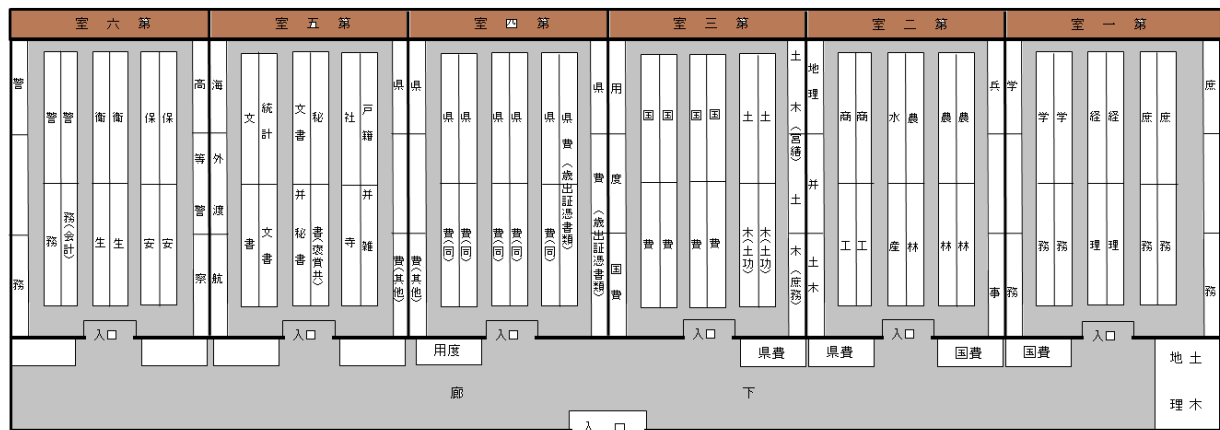


平成 26 年度第 7 回資料小展示

明治時代の県庁書庫



文書館が所蔵する明治時代の県庁文書（国重要文化財「山口県行政文書」）の中には、表紙下部分に色紙が貼られているものがあります。これは、県庁書庫で各課文書を管理する上で、配架位置を間違えないよう、目印として貼られていたものの名残です。色紙の種類は、課・掛、文書の内容によって 27 にも及びました。単色以外に、模様入りのものもありました。

山口県は、大正 5 年(1916)7 月に新しい県庁舎（現在の国重要文化財「山口県旧県庁舎」）が出来るまでの間、幕末期に藩主の居所・政庁として山口に築造された「山口御屋形」を増改築して県庁舎としていました。明治 38 年(1905)頃の図面から、「山口御屋形」がどのように増改築され、県庁舎として利用されていたのかが判りますが、残念ながら、ここには書庫の位置は明示されていません。他の史料から推測すると、「綴場」（文書の編綴作業を行う場所）の周辺が書庫として利用されていた可能性があります。そこには、カラフルな色紙が貼付された文書が整然と配架されていたでしょう。

文書に貼付された小さな色紙、そこには文書管理の歴史が刻まれているのです。

山口県庁倉庫記録配置図

「諸規程」（県庁戦前A総務 89）

明治期における県庁での文書管理の一端を知る貴重な史料です。
明治末年頃、県庁書庫内での文書の配架位置、目印として文書に貼付する色紙の種類、文書区分表（「記録種類細別表」）が記されています。

貼付された色紙が残る文書

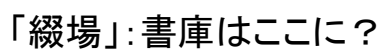
現在でも、明治期に貼られた色紙が残っている文書あります。
ただし裁断され、ごく一部が残るだけとなっています。

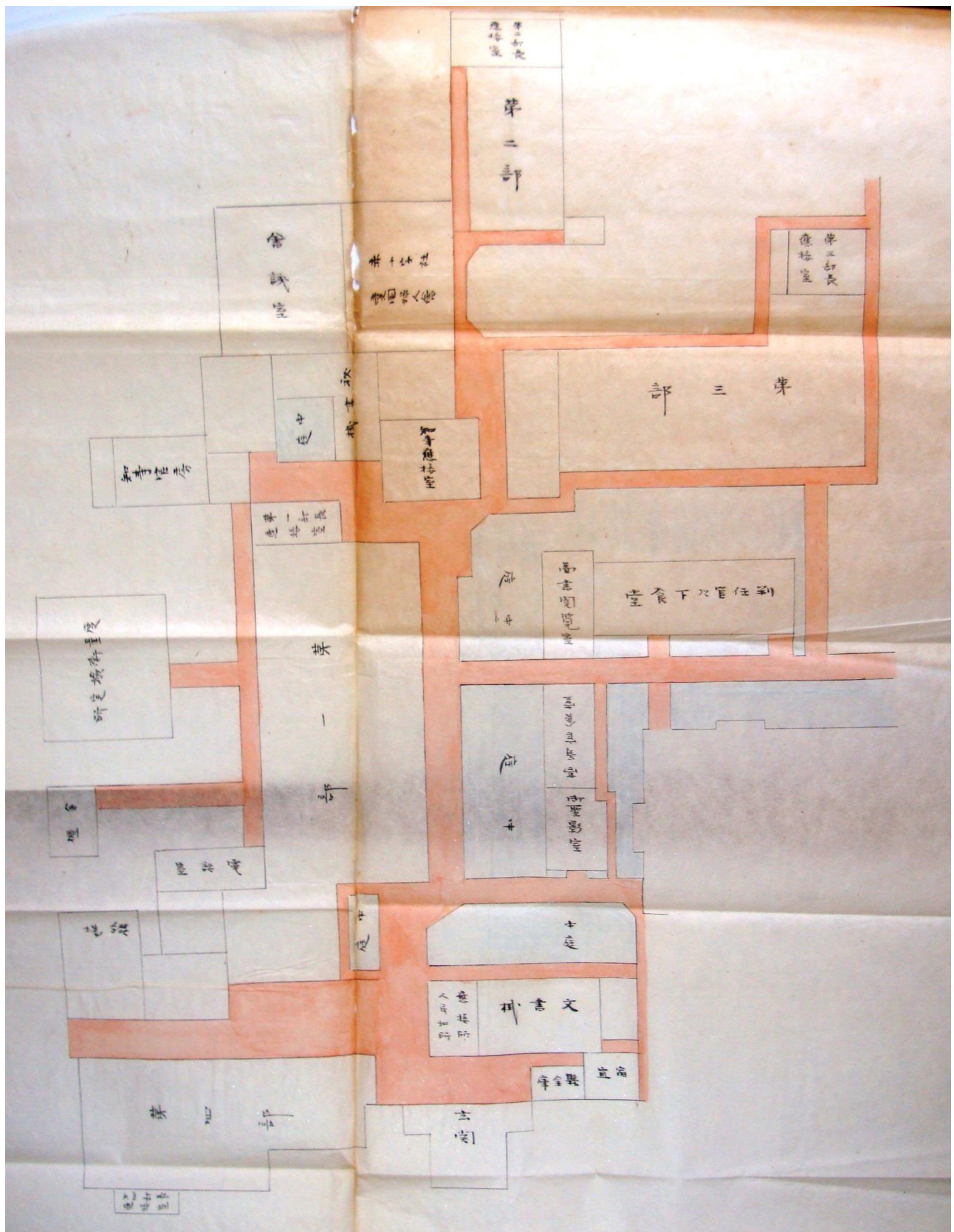
「山口御屋形」時代の県庁舎図面

明治期の山口県は、幕末期に藩主の居所、政庁として築造された「山口御屋形」を増改築して県庁舎として使用していました。
展示している明治 38 年頃の図面（複製物）から、「山口御屋形」がどのように増改築され、利用されていたのかがわかります。
書庫は、「綴場」（文書の編綴作業を行う場所）の近くに設置されていたのではないかと推測されます。

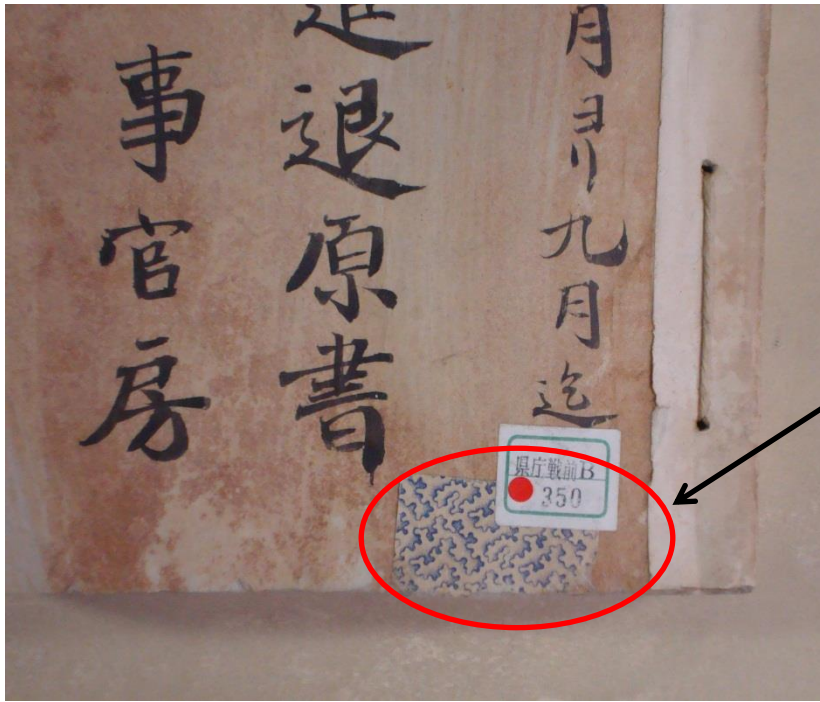
明治末年の県庁書庫

明治末年頃の県庁書庫は 6 室に分かれ、各部屋中央に 1 台 2 列の書棚が 3 台と、壁面に書棚が設置されていました。部屋の外の廊下にも書棚があったようです。
文書は、各課・掛、文書の種類ごとに配架位置が定められていました。書棚の列数で言えば、県費掛・国費掛の文書が数多く保管されていたことがわかります。





明治38年(1905)時点での県庁各部の配置図
「諸規程」(県庁戦前A総務89)に綴じ込まれていたもの



明治時代、県庁書庫での
文書管理上、貼付された
色紙の名残。

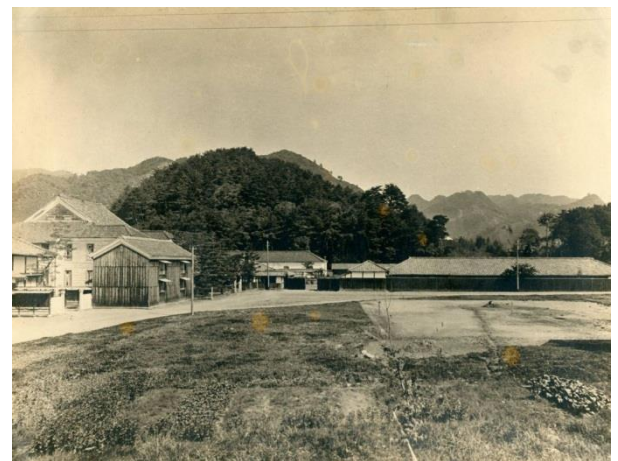
「山口御屋形」を利用していた明治～大正初年の山口県庁



旧藩庁門



正面玄関



南側から撮影された山口県庁舎